(平成24年9月25日要綱第202号)

改正 平成25年3月29日要綱第198号 平成25年8月1日要綱第208号 平成26年3月31日要綱第95号 平成28年3月22日要綱第87号 平成28年4月4日要綱第147号 一年一月一日要綱第一号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、智頭町補助金等交付規則(昭和48年智頭町規則第8号。以下「規則」 という。)に基づき、智頭町不妊治療費助成金(以下「助成金」という。)の交付につい て、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (交付目的)
- 第2条 本助成金は、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精(精子を精巣または精巣上体から 採取するための手術(男性不妊治療)を除く。以下「特定不妊治療」という。)、並びに 人工授精に要する経費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もっ て少子化対策及び次世代育成の推進に寄与することを目的として交付する。 (対象者)
- 第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。
 - (1) 鳥取県不妊治療費助成金交付要綱(平成28年3月31日付第201600002249号鳥取県福祉保健部長通知。以下「県要綱」という。)第6条の規定により鳥取市長に申請し特定不妊治療費助成金又は人工授精助成金(以下「県助成金」という。)の交付決定を受けた者
 - (2) 助成金の交付申請時において、夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が1年以上智頭町内に住所を有している者
 - (3) 本人及び世帯員に町税等の未納がない者 (助成金の額及び助成期間)
- 第4条 町は、第2条の目的の達成に資するために、次の助成金を交付する。
 - (1) 特定不妊治療費助成金
 - ア 次の表の①、②及び④にあっては、年間助成回数及び通算年度を制限しない。
 - イ 次の表の③にあっては、妻の年齢について制限しない。又年間助成回数及び通算助成回数についても制限しないが、通算年度は本助成金を受けてから通算5年度までとし、助成金の交付年度は県助成金の支給年度と同一年度とする。

区分	助成回数	助成金額
①初回助成に係る治療期間	助成金の申請を行	1回の治療につき特定不妊治療に要した費用
の初日における妻の年齢が	う治療の開始日時	(県要綱別表 1-1 第 2 欄に掲げる治療に要し
40 歳未満	点における妻の年	た費用(ただし、男性不妊治療に要した費
	齢が43歳に到達	用は除く。)をいう。以下同じ。)の総額
	するまでに、通算	から県助成金の支給額を差し引いた額、又
	6回まで	は次に定める金額のいずれか低い額

②初回助成に係る治療期間助成金の申請を行 ア 新鮮胚移植を実施した場合、凍結胚移 の初日における妻の年齢がう治療の開始日時|植を実施した場合、体調不良等により移植 40歳以上43歳未満 点における妻の年のめどが立たず治療終了した場合、受精で 齢が43歳に到達 きなかった場合又は胚の分割停止、変性、 するまでに、通算 多精子受精などの異常授精等により中止し 3回まで た場合は17万5千円 イ 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を 実施した場合、又は採卵したが卵が得られ ない場合、又は状態の良い卵が得られない ため中止した場合は、8万7千5百円 ③平成27年度までに本助 助成回数は制限し 特定不妊治療に要した費用又は7万8千円の |成金の支給を受けた場合で|ないが、本助成金|いずれか低い額 あって、①又は②に定めるを受けてから通算 助成回数を超える場合又は5年度まで 治療開始日時点における妻 の年齢が43歳以上 ④平成28年度以降に新規 初回助成に係る治 で本助成金の支給を受ける療期間の初日にお 場合であって、①又は②にける妻の年齢が40 定める助成回数を超える場成未満の場合、通 合 算6回まで。 初回助成に係る治 療期間の初日にお ける妻の年齢が40 歳以上の場合、通 算3回まで。

(2) 人工授精助成金

- ア 人工授精に係る助成金の額は、年度内に人工授精に要した費用(県要綱第3条第2 項第2号に規定する人工授精に要した費用をいう。)の総額から県助成金の支給額を 差し引いた額、又は5万円のいずれか低い額とし、1年度あたり助成金額上限10万円 とする。
- イ 通算2年度まで助成する。助成金の交付年度は県助成金の支給年度と同一年度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定に基づく助成金の交付の申請は、助成金の交付を受けようとする不 妊治療1回ごとに、県要綱第6条の規定に基づく当該不妊治療に係る申請に対し、鳥取市 長が発行する県助成金の交付決定及び額の確定通知(以下「鳥取市交付決定通知」とい う。)が交付された日の属する年度の末日までに行うものとする。ただし、2月1日から3 月31日までの間に鳥取市交付決定通知がなされた場合は、翌年度の5月31日まで申請でき るものとする。この場合において、前条の規定により助成金の額及び助成の回数を算定す るときは、鳥取市交付決定通知がなされた日の属する年度とみなして算定するものとす る。

- 2 本助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号 に掲げる書類をもって、町長に申請しなければならない。
 - (1) 特定不妊治療に係るもの
 - ア 特定不妊治療助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - イ 特定不妊治療費助成金に係る鳥取市交付決定通知の写し
 - ウ特定不妊治療受診証明書の写し
 - エ 特定不妊治療に係る領収書の写し
 - (2) 人工授精に係るもの
 - ア 人工授精助成金交付申請書兼請求書(様式第3号)
 - イ 人工授精助成金に係る鳥取市交付決定通知の写し
 - ウ 人工授精助成事業受診証明書の写し
 - エ 人工授精に係る領収書の写し

(交付決定及び助成金の交付)

第6条 町長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で、その可否 を決定し、智頭町不妊治療費助成金交付決定(却下)通知書(様式第5号)により、申請 者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他の不正な行為により助成金の交付を受けた者に対し、該当助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(台帳の整備)

第8条 町長は、助成の状況を明確にするため、申請者の氏名、住所、助成額、助成開始年度等を記載した特定不妊治療費助成金交付台帳(様式第2号)、人工授精助成金交付台帳 (様式第4号)を備え付けるものとする。

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則(平成25年3月29日要綱第198号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則(平成25年8月1日要綱第208号)

この要綱は、平成25年8月1日から施行し、平成25年7月1日以後に県助成金の交付申請を行った者に適用する。

附 則(平成26年3月31日要綱第95号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日要綱第87号)

この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年1月20日から適用する。

附 則(平成28年4月4日要綱第147号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 改正前の要綱の様式により作成した申請書等は、当分の間、改正後の要綱の様式により作成したものとして使用することができる。

附 則(一年一月一日要綱第一号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書「別紙参照」

様式第2号(第8条関係)

智頭町特定不妊治療費助成金交付台帳「別紙参照」

様式第3号(第5条関係)

人工授精助成金交付申請書兼請求書 [別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

智頭町人工授精助成金交付台帳 [別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

智頭町不妊治療費助成金交付決定(却下)通知書 [別紙参照]